

工事計画の前に、 文化財の事前確認を！

土木工事等の開発事業・住宅建築等にかかる 文化財の行政手続きについて

蔵王町内には、史跡や天然記念物などの貴重な指定文化財や埋蔵文化財(遺跡)があり、法律や条例の規定によって保護されています。

町内で土木工事等の開発事業や住宅建築等を計画する場合は、事前に町教育委員会に照会し、文化財との関わりの有無を確認してください。



- ・住宅を建て替え・新築したい
- ・上下水道・浄化槽の工事をしたい
- ・工場・店舗等の施設を建設したい
- ・造成工事(盛土・切土)をしたい
- ・太陽光発電所を設置したい
- ・農地を改良したい
- ・山林を伐採したいなど

お早めに
町教育委員会へ
ご照会下さい

- ・所在照会書にご記入いただき、文化財保護法及び条例に基づく手続きの要否を書面で回答します。
- ・登録されている遺跡の範囲内及び隣接地に該当する場合は文化財保護法に基づく手続きが必要です。
- ・遺跡から離れている場合でも対象地が概ね1,000㎡以上の大規模な開発行為である場合には、現地の地表面観察や試掘によって遺跡の有無を確認する必要があります。

お問い合わせ先

蔵王町教育委員会 生涯学習課
(文化財保護係 埋蔵文化財担当)

電話 0224-33-2328 FAX 0224-33-3831

Mail bunkazai@town.zao.miyagi.jp

〒989-0892 宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦北10

蔵王町役場 東庁舎1階 文化財整理室

手続きの詳細や書類様式などについては
下記のホームページでもご案内しています
<https://www.dokitan.com/proce/>



土木工事等の実施にかかる埋蔵文化財の取り扱いについて

＜遺跡（埋蔵文化財包蔵地）の中で工事を行なう場合は、文化財保護法に基づく届出が必要です＞

開発行為を行なう場所が遺跡地図に記載された周知の遺跡に該当する場合は、工事着手の60日前までに届出が必要です。また、周知の遺跡の範囲外であっても、新たに遺跡を発見した場合には届出が必要です。届出を行わない場合もしくは届出に対する指示事項に従わない場合は罰則が科されることがあります。土木工事等の実施にあたっては、計画段階で事前に町教育委員会へご相談の上、下記の手続きを行なって下さい。

1. 埋蔵文化財の有無の照会

- 開発行為の計画地が遺跡に該当するかどうかの照会は、「埋蔵文化財所在照会書」に必要事項を記入の上、位置図を添えてお問い合わせください。郵送・FAX・メール等での照会も可能です。
- 大規模な開発行為（開発面積が概ね 1,000 m²以上もしくは高さ 2m 以上の掘削・切土・盛土を伴う工事）の場合は、周知の遺跡範囲内かどうかに関わらず必要に応じて**分布調査・試掘調査**を実施する場合があります。
- 開発行為を伴わない土地評価にかかる照会の場合、その時点での遺跡該当の有無を回答します。土木工事等の計画が生じた場合は改めてお問い合わせ下さい。

2. 土木工事等の事前協議

- 遺跡と関わりのある土地で土木工事等を計画する場合は、事前にご相談下さい。協議が必要な開発行為は、建物の建築（新築及び基礎工事を伴う増改築・建替）・解体（基礎撤去を伴う場合）、浄化槽設置、上下水道・ガス管・側溝敷設、擁壁・ガードレール・フェンス設置、発電設備・鉄塔・電柱・電話柱・アンテナ柱・街灯・看板設置、資材置場・駐車場整備（造成・舗装を伴う場合）、森林伐採（抜根及び重機の乗り入れを伴う場合）、土地造成（切土・盛土）、道路・河川改修・築堤・ほ場整備・水路工事など、既存施設の改修や撤去を含めて**土地の掘削・切土・盛土を伴う工事はすべて対象**となります。
- 計画地の地下の埋蔵文化財の状況によっては、**農地転用・建築確認申請等**の内容に影響する場合があります。計画が具体化していない段階であっても、できるだけお早めにご相談下さい。
- 土木工事等の計画内容が埋蔵文化財と関わりを持つ場合には、「土木工事等の計画と埋蔵文化財との関わりについて」（協議書）に必要事項を記入の上、位置図・計画図・現況写真を添えて提出して下さい。
- 協議書は県教育委員会へ進達され、その取り扱いについて回答書が交付されます。回答の内容は「確認調査」「工事立会」「慎重工事」などとなります。
- 確認調査の場合、計画地の一部を実際に重機等で掘削して地下の状況を確認します。個人住宅等及び小規模事業の場合は**公費負担**による調査が可能ですが、大規模な営利事業の場合は一部費用の事業主負担をお願いすることがあります。遺構等の分布が確認された場合には、工事による影響が最小限となるよう、計画変更等の調整にご協力をお願いすることがあります。

3. 土木工事等のための発掘の届出

- 遺跡と関わりのある土地で実際に土木工事等を実施する場合には、文化財保護法第 93 条第 1 項の規定に基づき、**工事着手の 60 日前までに土木工事等のための発掘の届出**が必要です。「埋蔵文化財発掘の届出」（発掘届）に必要事項を記入の上、位置図・計画図を添えて提出して下さい（国・地方公共団体等の場合は法第 94 条第 1 項の規定に基づく「埋蔵文化財発掘の通知」（発掘通知）を提出して下さい）。
- 発掘届は県教育委員会へ進達され、その取り扱いについて回答書が交付されます。回答の内容（指導事項）は「発掘調査」「工事立会」「慎重工事」などとなります。計画地内の地下の遺構等の状況により、極めて重要と判断された場合には現状保存のため計画の変更もしくは中止が要請されることがあります。
- 発掘調査の場合、調査費用は個人住宅等の場合を除き、原因者負担の原則により全額が**事業主負担**となります。町と事業者との間で**発掘調査業務委託契約・覚書**を締結して**本発掘調査**を実施します。本発掘調査には**野外調査・室内整理・報告書刊行**までを含みますが、工事の着工は野外調査終了時点で可能となります。